

第1 審査会の結論

平成29年6月9日付けの開示請求（以下「本件請求」という。）に対して、平成29年6月20日付けで宮崎県教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った公文書不開示決定（以下「本件決定」という。）は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書開示請求

審査請求人は、実施機関に対し、審査請求人の父（〇〇〇〇氏）の退職金額が分かる文書について本件請求を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に記載されている内容は、宮崎県情報公開条例（以下「条例」という。）第7条第2号に規定する個人に関する情報に該当するとして、本件決定を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、平成29年6月23日に審査請求を行った。

第3 審査請求の内容

1 審査請求の趣旨

「不開示決定処分を取り消しを求める」というものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する本件審査請求の理由は、審査請求書及び反論書によるとおむね次のとおりである。

(1) 審査請求書

実施機関が本件決定において公開しないとされた部分は、非公開情報に該当しない。

(2) 反論書

審査請求人は、父（〇〇〇〇）の財産を相続し、退職金についても相続している。亡くなった父に関する情報は相続人としての審査請求人自身の情報であるため、開示を求める。

第4 審査請求に対する実施機関の説明

実施機関は、本件決定を行った理由として弁明書において以下の点を主張している。

(1) 条例第7条第2号において、「個人に関する情報」は不開示情報とされている。

(2) 「個人に関する情報」とは個人に関連する情報全般を意味し、収入状況に関するものも含まれる。また、「個人」には死亡した個人も含まれる。

(3) 不開示となった公文書は、死亡した個人の収入状況に関するものであるため、「個人に関する情報」に該当し、不開示情報である。

第5 審査の経過

当審査会は、本件審査請求について、以下のように審査を行った。

年 月 日	審 議 の 経 過
平成29年10月12日	諮問を受けた。
平成29年11月14日	諮問の審議を行った。
平成30年 2月 1日	諮問の審議を行った。

第6 審査会の判断理由

当審査会は、本件決定の妥当性について調査、審議した結果、以下のように判断する。

1 本件請求について

本件請求については、ある個人名を特定した上で、その人物の退職金額が分かる文書を請求したものである。

2 条例第7条第2号の解釈等について

条例第7条第2号は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものについて、不開示とすることを定めたものである。

審査請求人は、亡くなった父に関する情報は相続人としての審査請求人自身の情報であるため開示を求めると主張するが、本条例による開示請求制度は、何人も請求の理由や利用の目的を問わずに請求できることから、本人に関する情報の開示請求であっても、開示請求者が誰であるかは考慮されず、例え本人に関する情報であっても条例上の不開示情報に該当する限り、不開示となるものである。

なお、実施機関が主張するように「個人」には、生存する個人のほか、死亡した個人も含まれる。

3 判断

以上のことから、本件請求で求めている情報はある個人名を特定した請求であるため、条例第7条第2号に規定する個人に関する情報に該当する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。